

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K00748

研究課題名(和文) 家計相談支援員の専門性育成のための研修制度の確立 家計相談事例の分析を通して

研究課題名(英文) Professional Development and Training System for Counselor for the

研究代表者

赤塚 朋子 (Akatsuka, Tomoko)

宇都宮大学・教育学部・教授

研究者番号：40174247

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：2015年4月から施行された生活困窮者自立支援法に位置付けられている家計相談支援事業を進めるうえで家計相談支援員は重要な役割を果たす。本研究は、家計相談支援員に特化した養成制度をまだもない日本において、その専門性を育成するための教育、研修制度のあり方について検討した。先進事例(韓国・フランス)と比較すると、支援員の身分は不安定であること、必要とされる多面的な資質の客観的把握ができていないこと、ゆえに、現場での実際の業務を通じた人材育成に留まっているなどの課題が顕在化した。支援を必要とする人の生活全体の力量を引き出すことのできる専門職としての知識・スキルの養成に必要な研修の構築を提言した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通して、家計相談支援員の専門性育成の研修に関する資料収集と現地調査から多くの新しい知見を得ることができ、学術的な意義は大きい。生活支援職にとっての生活主体の力量を自発的に引き出すことの重要性は、国内・海外を問わず共有されていることが確認できた。しかし、日本の家計相談支援員制度を実現・普及をしていくためには、家計相談支援員のための基礎教育をどこでどんなカリキュラムで行うのか、更には専門職としての研修制度と資格制度をどう作るのか等、多くの要件が整備されなければならないことを顕在化し、研修構築に向けて検討したことは、社会的に意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：Counselors for the improvement in household finances play a critical role in promoting the counseling program for the improvement in household finances under the Act on Self-Reliance Support for Needy Persons, enforced in April 2015. This study examined ideal educational and training systems to develop expertise among these counselors in Japan, where an exclusive training system has yet to be established. Compared with other leading countries (e.g., South Korea and France), the study found that (1) the status of these counselors was unstable, (2) there was a lack of objective understanding of multifaceted qualities required for the job, and therefore (3) staff development took place only through the actual work in the field. Recommendations were made to develop training for the counselors so that they could acquire necessary knowledge and skills as professionals, with abilities to empower the full potential of people who would need support in a comprehensive manner.

研究分野：家政学

キーワード：生活困窮者自立支援法 家計相談支援事業 家計相談支援員 生活支援 生活支援職養成 専門性育成 研修

様式 F-19-1

1. 研究開始当初の背景

本研究プロジェクトに集まった研究者は、家政学における生活経営学の学問領域から、生活の自立支援に関する様々な研究に取り組んできた。こうしたなかで、生活基盤である家計に注目することとなった。経済生活の困難を抱える人々を対象とする家計相談サービスは、1980年代の多重債務問題を契機に始まった。その流れは2000年代以後の生活困窮者の増加、とくに2008年のリーマンショックによるさらなる増加に対応する家計相談・貸付事業へと進む。これらの経験が2015年に開始される生活困窮者自立支援制度の柱のひとつである家計相談支援事業（その後家計改善支援事業に改名）へとつながった。この事業の大きな役割を果たす家計相談支援員に着目し、その人材育成の実態把握の必要から研究に取り組むこととなった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、2015年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて行われている事業のうち、生活基盤である生活費に直接影響を与える家計相談支援事業に着目し、下記の3点を明らかにすることである。

- ① 自治体単位で実施している任意の家計相談支援事業の現状分析と課題抽出
- ② 家計相談支援員の専門性と養成研修の課題抽出
- ③ 家計相談支援員の専門性育成のための研修内容の検討

これらの研究成果をふまえ、わが国における“家計相談支援員の専門性育成のための研修制度”の構築について提言する。

具体的には、① 家計相談支援事業の現状分析と課題抽出から、生活困窮者の自立に向けた家計を中心とした生活支援の在り方を明らかにする。② ①の担い手である家計相談支援員の専門性と養成研修の課題を抽出し、養成の在り方を追究する。③ ②を達成するために、家計相談支援員の専門性育成のための研修内容を検討し、研修構築への提言をすることとした。

3. 研究の方法

目的を達成するため、日本調査と生活支援制度に専門家が関与している先進的な取り組みをしている韓国・フランス調査を行った。

日本調査では、家計相談支援事業の担い手である家計相談支援員の専門性と養成研修の課題を抽出するため、家計相談支援員への半構造化インタビュー調査を行った。調査対象とした家計支援相談事業は、厚労省が示した取り組み事例の地域の家計相談支援事業の委託を受けている「グリーンコープ生協」「中・高年事業団やまて企業組合」である。具体的には、福岡、熊本、大分、北九州の各地区と川崎、横浜、墨田区、江戸川区、目黒区、港区の各地区で行った。

韓国調査では、行政の活動、相談員の養成方法や専門家としての位置づけ・活動など、関連機関に訪ね、ヒアリング調査を実施した。韓国調査は、2018年8月5日～9日、訪問先は、韓国女性家族部家族政策課（調査内容：健康家庭士の資格制度について）、ソウル所在の健康家庭支援センター・韓国健康家庭振興院（調査内容：健康家庭士の仕事の実態・内容について）、ソウル所在の韓国放送通信大学での大韓家政学会の教授陣（調査内容：教科目履修について、健康家庭士養成について）。フランス調査は、CESF (Le conseiller en économie sociale familiale ; 社会家政相談員) が総合的な生活支援の専門職として養成される過程、特に研修内容・方法・研修のあり方について専門的な知識提供を受け、日本の生活支援における専門性を持った人材育成の課題を明ら

かにすることを目的として計画・実施された。2019年11月11日～17日にフランス・パリに赴き、インタビュー調査等を行った。CESF 養成校（CLORIVIERE と IRTS の2校）のスタッフへのインタビュー調査及び授業見学等、CESF 養成校 IRTS の卒業生（調査時、アソシアションに勤務する CESF2 名）へのインタビュー調査、公的機関である家族手当金庫（CAF de Paris）に勤務する CESF へのインタビュー調査、CESF の連携先機関（国立消費者研究所、Institut National de la Consommation; INC）スタッフへのインタビュー調査である。

4. 研究成果

(1) 日本における家計相談・家計改善支援サービスの流れ

～多重債務問題への取り組みから生活困窮者支援制度まで～

家計相談サービスは、生協による1980年代の多重債務問題、および2008年のリーマンショックによる失業者や生活困窮者の問題解決のための家計相談・貸付事業として発展し、そこで培ったノウハウが2015年に開始される生活困窮者自立支援制度の柱のひとつである家計相談支援事業（その後家計改善支援事業に改名）に引き継がれた。支援の方法は、本人の主体性を引き出すことをねらいとし、「指導」ではなく「支援」へと変化したこと、つまり伴走型支援に転じたことに特徴がある。

(2) 日本の家計相談支援事業の現状と課題

今回、家計相談員の力量形成に向けた研修内容を構築するにあたり、その調査対象として、福岡の家計相談を担当しているグリーンコープ生協と、横浜市の家計相談を担当している高齢者事業団やまた企業組合に依頼した。この2つの組織は、厚労省の概要にも取り上げられているように、本制度スタート前から実績を積み上げており、そこを対象として実態や課題を把握することは、今後の研修内容構築に示唆を得るものが把握できると考えた。

現在、家計相談支援員に特化した資格の養成制度は日本にはない。国は、家計相談支援員の資格として、○消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者、○金融機関等への勤務経験を有する者、○社会福祉審資格を有する者、○社会保険労務士の資格を有する者、○フィナンシャルプランナーの資格を有する者、○上記に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者の6つをあげ、特に一つに特化していない。逆に言えば、日本調査で見えてきたことに既述したように、相談員には多面的な資質が必要とされる。すなわち、基礎資格にとどまらず、その後のOJTの中での資質の向上に資する研修が重要であると思われる。

相談支援においては、相談者に適切な眼差しで寄り添う、相談者の孤立を防ぎ尊厳と権利を守る、多様な関係者と連携した支援など、必要なコンピテンシーが見いだされる。これらを確認し、家計相談支援員の養成や資質向上に資する研修に活かしたい。

(3) 諸外国の生活支援における専門性を持った人材育成の現状と課題

① 健康家庭士養成の韓国調査から

研究目的は、日本における家計相談支援員の専門性育成のための研修制度の構築について提言することである。海外における先駆的取り組みから示唆を得るため、韓国に赴き、特に研修内容・方法・研修のあり方を重点に、専門的な知識提供を受け、専門性を持った人材育成の課題を明らかにする。そこで、健康家庭士を管轄する担当省が位置する地域を中心に、総合的に把握する。

韓国では、1997年のIMF経済危機以後、家族の問題が多様化し、一般家庭を対象にした普遍的な福祉への転換を目指し、2003年12月、健康家庭基本法が成立された。健康家庭士は健康家庭基本法に規定された健康家庭事業を実行するための、関連分野の学識と経験を持つ専門家を言う。健康家庭事業とは、家族の問題を予防し、解決するための様々な措置、家族の扶養、養育、保護、教育等、家庭の機能を強化するための事業である。(大韓家政学会提供資料「健康家庭士について」、女性家族部(2018)『2018年度健康家庭支援センター事業案内』より)

健康家庭士は健康家庭基本法第15条に基づき、全国の市・道、市・郡・区所在の健康家庭支援センターで働く。健康家庭支援センターは、女性家族部の傘下機関として、健康家庭支援事業及び関連する家族政策サービスの提供のための機関であり、健康家庭を維持するためのプログラムの開発、家族文化運動の展開、家庭に関連する情報及び資料の提供を遂行する。

健康家庭基本法第35条によると、健康家庭支援センターは中央、市・道、市・郡・区の3つの階層で設置・運営するように義務付けられているが、2015年、中央健康家庭支援センターが韓国健康家庭振興院に名称が変更され、役割と機能が拡大された。

履修教科目の構成基準として、健康家庭士は人間と社会環境、家庭生活に関する総合的な知識が求められ、また、生態学的観点で人間、家庭、社会、環境の本質的な理解、これらの相互関係の理解が必要とされる。健康家庭理念の実践者として、健康家庭の哲学に対する基本的な理解を図り、健康家庭政策と体系を把握できる教科目、健康家庭事業の伝達者として、家庭生活における諸般の低位領域に対する専門知識を習得し、健康家庭事業の実行に必要な実践技術を育成させることができる教科目、健康家庭支援センターの運営者として、公共施設の経営および管理に必要な専門知識を育成し、センター運営の現場実習を通じて実践能力と経験を保障できる教科目で構成されている。

現在、大韓家政学会が努力していることは2つある。1つは、健康家庭士の資格を国家資格にすること、そして、各地域の状況に応じた健康家庭支援センターの円滑な運営である。健康家庭士を国家資格にするには、健康家庭支援センター以外の仕事を拡充させることである。仕事と家庭の両立のための企業での相談、裁判所での離婚家庭の相談、国民年金で年金を受領しに来る家族の相談、学校で子供たちの家族問題の相談、病院でも患者の家族の相談が必要な場合もあると考えられる。また、人口の数が多地域、人口密度が少なくても広い地域は、その接近性を考慮し、健康家庭支援センター数を増やす法案の改正も要求しているとのことであった。法律に基づく専門家養成であったが、国家資格でないことがわかった。日本への示唆として、学会が法律及び資格化に大きな影響を持ったこと、専門性を有しながら、研修については課題があることであった。

② CESF(社会家政相談員)養成のフランス調査から

本調査は、1973年に国家資格化され、フランスの社会的統合の重要な担い手として活動しているCESF(Le conseiller en économie sociale familiale, 以下CESF)を総合的生活支援職の先駆事例として着目し、CESFが「総合的な」生活支援の専門職として養成される過程はどのようなものか、その養成課程を明らかにし、家計改善支援員の養成と役割の課題への示唆を得ることを目的として調査を行った。

CESFを所管する省庁は、フランス連帯保健省(Ministère des Solidarités et de la Santé)である。同省のウェブサイト(フランス連帯保健省「Le conseiller en économie sociale familiale (CESF)」)によれば、CESFは消費、住宅、社会復帰、職業復帰、食物と健康などの日常生活の分野の専門知識に基づいた支援を行うソーシャルワーカーであるとされている。経済的な困難を抱える人や住宅へのアクセスが難しい人、債務超

過や失業などの問題を抱えている人など、社会的に排除されがちな人々の生活の中に入り、現状を脱して、社会的包摂をかなえる方策を、本人とともに共同して作り上げていくところに特徴があるとされている。

CESF の養成課程(1 年間)の入学試験を受けるためには、社会福祉系の大学の卒業証書 (DUTCS) もしくは、高等技術者認定証・社会経済学 (BTS-ESF) 等の学位が必要となる。BTS-ESF 保有者の場合、1 年間の CESF 養成課程で、540 時間の理論指導と 560 時間 (16 週間) のインターンシップ (現場実習) を行うほか、研究論文を執筆し、口答試問、講座修了試験を受ける。これらの過程を経て CESF 国家試験受験資格が付与される。1987 年から 2017 年までの 30 年間の CESF 養成校の入学者数と卒業者数及び入学者に占める卒業者の割合によると、CESF 養成校の入学者数・卒業者数ともに増加傾向にある。

今回のインタビュー調査により、日本の家計改善支援員の養成、並びに総合的な生活支援の専門性を有する人材育成の課題として得られた知見は次の 3 点である。

1 点目は、CESF 課程に進学する前の基礎コースである BTS-ESF 課程における家庭生活の知識と技術 (家政学) の習得が CESF になった時の総合的かつ包括的な生活支援に重要であるということである。日常生活を理解するための具体的で実践的な内容が多分に含まれていた。生活を家計改善の側面からだけでなく、総合的に捉える支援は、家計改善支援員養成の中でも今後重視されるべき課題である。

2 点目は、実習教育の量と質についてである。CESF の実習時間数は 560 時間である。家計改善支援員の場合は、講義 7 時間、演習 10 時間である (「平成 30 年度家計相談支援事業従事者養成研修」)。

本研究を通じて、CESF の専門性養成における実習の重要性が明らかにされている。日本において総合的な生活支援の専門性を有する人材育成を行う際も、自己の価値と態度を主体的に確立させていけるような教育研修が行われることが望ましい。

3 点目は、支援者と支援される人との関係性をどうつくるかについてである。家計改善支援員の研修等においても、個々の相談者の抱える問題や相談者のニーズから共通する課題を抽出し、新たな社会資源の開発や既存の制度施策の改善に繋げていく視点を盛り込むことが望まれる。

(4) 家計相談支援員の専門性育成のための研修制度の構築についての提言

家計相談の日本の生活困窮者支援制度の元での家計相談支援員 (現在は家計改善支援員) は、その職に就くための資格はない。そのため、日本の家計相談支援員制度を実現・普及をしていくために本研究を通して、①生活困窮の背景要因は、生活者の数だけ多様であり、生活を構成する要素も多岐にわたる。生活の支援を行う際に本人の状況だけではなく、家族、コミュニティへと視点を広げ、広く資源を探し、他の専門家とは別の答えを提供できるような視点を養うこと。②高度な専門性は、一定期間内の研修で専門性の高さを求めることはできないが、この仕事の大切さと意義深さを理解し、現場に出てからの実践と研修を通して専門性を高めていけるような仕組みを作ることが大事であること。③家計相談支援員のための基礎教育をどこでどんなカリキュラムで行うのか、更には専門職としての研修制度と資格制度をどう作るのか等、多くの要件が整備されなければならないこと。が顕在化した。これらを踏まえ、研修構築に対し、「家計の見える化を図り、相談者がみずからの家計の問題点を認識することで、家計改善につなげること」、「家計の背景にある住まい、健康、家族関係等を視野に入れた総合的・包括的な生活支援ができる人を育てること」、「支援を必要とする人のそばに立ち、相談者の自己決定・自立とエンパワメントを目指して、その人のニーズを代弁し実現に導く専門家であること」、「他の専門職と協働できる能力をもつこと」に重点を置く実践プロセスとフィードバックのしくみを研修設計段階から組み込み、研修後の評価を次の研修に繋げるシステムを提言した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤純、赤塚朋子、工藤由貴子、浅古照美、鄭暎静	4. 巻 55号
2. 論文標題 家計改善支援員の養成・役割に関する一考察 フランスCESFの養成と役割からの示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生活経営学研究	6. 最初と最後の頁 45-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Hyojung JUNG, Tomoko AKATSUKA, Midori OTAKE, Yukiko KUDO, Eiko HORIKOSHI, Michiko MIYAMOTO, Jun ITO
2. 発表標題 日本の生活困窮者自立支援制度の構造の検討 - 家政学の観点からの接近 -
3. 学会等名 大韓家政学会2019年秋季学術大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊藤純、赤塚朋子、工藤由貴子、浅古照美、鄭暎静、松村祥子
2. 発表標題 福祉社会における生活の社会化の進展と家計相談支援員養成の課題 フランスのCESF養成カリキュラムからの示唆
3. 学会等名 一般社団法人日本家政学会生活経営学部会夏期セミナー
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊藤 純 (ITO Jun) (20322456)	昭和女子大学・生活機構研究科・教授 (32623)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	鄭 暎静 (JUNG Hyojung) (30774632)	信州大学・学術研究院教育学系・助教 (13601)	
研究分担者	大竹 美登利 (OTAKE Midori) (40073564)	東京学芸大学・教育学部・名誉教授 (12604)	
研究分担者	工藤 由貴子 (KUDO Yukiko) (50331468)	日本女子大学・家政学部・研究員 (32670)	
研究分担者	宮本 みち子 (MIYAMOTO Michiko) (60110277)	放送大学・教養学部・客員教授 (32508)	
研究分担者	堀越 栄子 (HORIKOSHI Eiko) (70060720)	日本女子大学・家政学部・研究員 (32670)	